

兵庫県公報

平成29年10月6日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）……………	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

- 1 播磨科学公園都市におけるにぎわいの創出に資するよう、特別賃貸県営住宅である上郡播磨科学公園都市高層住宅を同公園都市内の学校に在学する者に使用させる事業を行うこととし、当該使用する者に係る県営住宅の使用料の額を定めることとした。
- 2 地域再生法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第38号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第41条の2第2号中「第15条第16項」を「第15条第15項」に、「同条第4項第14号」を「同条第4項第13号」に改める。

第43条第2号中「相当する額」の右に「（第41条の2第2号に規定する知事が別に定める事業として行う別表第4の2の左欄に掲げる事業の用に供する同表の中欄に掲げる特別賃貸県営住宅を使用する者にあつては、同表の右欄に定める額）」を加える。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第43条関係）

事業の名称	住宅		1戸当たりの 使用料の月額
	名称	戸数	
播磨科学公園都市内の学校に在学する者に優良な住宅を提供する事業	上郡播磨科学公園都市高層住宅	24	円 27,500
		12	34,000
		12	48,000
		6	54,000

附 則

この規則は、公布の日から施行する。